

令和3年5月24日

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人
(子育て支援部こども育成課担当)

5月25日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願いについて

日頃から、本市子育て支援施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

5月14日付け文書により、緊急事態宣言を受けての新型コロナウイルス感染症に係る対応をお知らせいたしました。本市の感染者数等は継続して増加している状況となっており、更なる感染拡大防止対策が必要でありますことから、保護者の皆様へ可能な範囲での家庭での保育にご協力いただくようお願いすることといたしました。

お子様や保護者の皆様、施設職員などの健康や命を守るため、また、市内の医療提供体制を維持するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、保育が必要な方に対しては、引き続き保育を提供いたしますので、保育施設等はこれまでと同様に、感染症拡大防止対策を徹底した上での開園を継続いたします。

1 ご家庭でご協力いただきたいこと

- (1) 施設は通常どおり開園していますが、5月25日(火)から5月31日(月)までの期間(緊急事態措置を実施すべき期間が変更された場合は、変更された期日までの期間)について、家庭でお子さんを保育できる場合は、無理のない可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。
- (2) ご家庭でもご家族そろって咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の感染症予防や、お子さんの健康観察に努めてください。登園前にお子さんの体温を測定し、発熱等の風邪症状がみられたら、登園を避けてください。
- (3) 利用児童が感染者となった場合、利用児童や家族等の同居者が濃厚接触者となった場合は、退院基準を満たす等の治癒または保健所の健康観察期間が終了するまでは、登園自粛をお願いいたします。また、利用児童や職員に感染者が発生した場合は、公衆衛生対策の観点から臨時休園となる場合があります(なお、保健所の疫学調査結果で休園とならない場合もあります)。
- (4) 前記(3)に該当した場合は、電話によりご利用なさっている施設へ、次の内容をお知らせください。

児童名 該当者 陽性、濃厚接触者の別 発症日 検査日・検査結果確認日
感染の経緯 保健所からの指示(健康観察期間等)内容

2 保育料について

前記1の(1)または(3)に該当した場合、登園しなかった日数に応じて日割り計算により保育料を減額します。

【問合せ先】旭川市子育て支援部こども育成課(0166-25-9844, 25-9845)